



コロナ感染症の影響に対する緊急要請

国民民主党へ第11次緊急要請を実施



国民民主党へ要請書の手交を行う様子と要請の様子

2022年1月以降、新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）の感染が拡大し、観光関連産業の需要が再び減少した中、サービス連合では産業の存続や雇用の維持にむけ、**第11次緊急要請**を実施しています。

今回の第11次緊急要請は、加盟組合に対して**1月25日～2月4日にかけて実施した緊急アンケートで把握した現場の実態を踏まえて**要請内容を策定し、要請行動の皮切りとして3月2日（水）、首相官邸を訪問して、木原誠二内閣官房副長官へ要請を実施しました。今回は政党への要請として、4月5日（火）に国民民主党に対し、要請を実施しました。

第11次緊急要請では、雇用調整助成金の特例措置延長、自宅待機等への賃金保障、緊急事態に対応した雇用維持制度の創設、「観光産業持続可能給付金」制度の創設、債務弁済に係る費用負担の軽減措置、そして観光関連産業の感染症対策支援と産業の振興を要請しています。

要請に際して後藤会長は、産業と雇用を守るセーフティネットの枠組みの必要性や、日本が再び観光立国を目指すために観光関連産業への支援体制を構築することを求めました。また要請に同席した齋藤会長代理は宿泊業の現状について触れ、**ビジネス需要の回復までの底支え**を求めました。そして**笹山会長代理**は旅行業の現状について触れ、**国内需要回復に向けた、移動に対する不安を払しょくするための施策や雰囲気づくり**を行うことを求め、**津和崎副会長**は**海外旅行再開に向けての準備の必要性**を伝えました。**櫻田副会長**は、観光関連産業からの離職者の増加について触れ、**需要回復後に産業を支えていくためにも本業で業績をあげることができるための支援**を求めました。

要請に対し、玉木代表は、11次という長期にわたり要請が必要な状況を重く受け止め、**コロナとの両立により人流を止めずに社会経済を動かす体制の構築や、債務支払条件変更の柔軟化など、産業が元に戻るための対応を推進していく**、と述べました。またサービス連合政策推進議員懇談会の会長をつとめる大塚参議院議員は、**厳しい観光関連産業の現状に対する客観的な認識を国内に広めていくための政策を行っていく**、との考えを示しました。

今後も引き続き政党に対し、要請をおこなっていきます。

要請書提出先 国民民主党 玉木雄一郎代表

要請出席者

【国民民主党】 玉木雄一郎衆議院議員、大塚耕平参議院議員（サービス連合政策推進議員懇談会会長）、西岡秀子衆議院議員（サービス連合政策推進議員懇談会幹事）、伊藤孝恵参議院議員（サービス連合政策推進議員懇談会幹事）、古川元久衆議院議員、田中健衆議院議員、長友慎治衆議院議員

【サービス連合】 後藤会長、齋藤会長代理、笹山会長代理、櫻田副会長、津和崎副会長、矢野副事務局長

コロナ感染症の影響に対する第11次緊急要請

新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）が国内において2022年1月以降、爆発的な勢いで感染拡大しています。同年1月9日より、3県でまん延防止等重点措置が実施されました。その後36都道府県に拡大されています。

私たちの観光関連産業は、この驚異的な勢いで拡大する変異株によって昨年末から年始にかけて少しずつ回復傾向にあった需要が一気に消滅してしまいました。私たちの産業は、コロナ禍によって2年以上深刻な状況が続いています。この2年の月日はあまりにも長く度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が実施されることにより、まともに仕事をする事ができない状況が続いています。いまだに一時帰休、出向等によって雇用を守る取り組みを行っているのが実態です。その中であって、少ない人数で業務をおこなっているなか、オミクロン株に感染もしくは家族が感染することにより自宅待機などを指示されるなど人員が不足する状況が生じています。また、自宅待機などにより賃金が支給されないケースも出ています。

これ以上、人流が戻らなければ産業の存続はもとより多くの雇用が失われる可能性があります。医療体制および検査体制の拡充に加え、3密の回避、マスク着用や手洗い等の徹底を前提にワクチン・検査パッケージを活用し、人流を回復させ、経済活動を再開させることが必要です。

ついては、下記のとおり緊急要請をいたします。

記

1. 雇用調整助成金の特例措置延長

観光関連産業においては、長期間にわたって新型コロナウイルス感染症の影響を受け続けています。ついては、令和5年3月末日までの期間延長を求めます。

2. 自宅待機等への賃金補償

オミクロン株の爆発的な感染拡大により家族の罹患者が急激したことにより、自宅待機、健康観察等への賃金補償の対応が企業状況により左右されています。

ついては、保健所等の指示により自宅待機等に従い就労が困難になった場合は、政府により賃金補償を行うことを求めます。

3. 緊急事態に対応した雇用維持制度の創設

平時における雇用維持対策である雇用調整助成金では、長期にわたり緊急事態の雇用維持には十分ではなく限界があると考えます。

ついては、緊急事態に対応した雇用維持制度を新たに創設することを求めます。

4. 「観光産業持続可能給付金」制度の創設

観光産業の維持・発展には、観光産業で働く労働者の雇用と事業の継続性の両面が担保されなければなりません。単に現在の苦境を乗り切るための融資、給付、助成という考えではなく、観光産業で働く労働者の雇用確保と観光産業の継続性の両面を担保するための発展的な新たな枠組みでの対策が必要であると考えています。

ついては、第7次要請でも記した「観光ファンド」の実現とともに、雇用と事業を守る「観光産業持続可能給付金」制度の創設を求めます。

5. 観光関連産業の事業者に対する新型コロナウイルス感染症の影響による債務弁済に係る負担の軽減措置

長引く新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、観光関連産業の事業者において、債務の負担は深刻な状況にあり、弁済に支障が生じています。

ついては、事業活動の円滑な遂行およびこれを通じた雇用の安定のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを条件として貸し付けを受けた観光関連産業の事業者に対して債務弁済に係る負担の軽減措置を求めます。

6. 観光関連産業への新型コロナウイルス感染症対策支援と産業の振興

観光関連産業は裾野が広く、関連する多くの産業が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け続けています。

ついては、産業に対する新型コロナウイルス感染症への対策支援と今後に向けた産業の振興に資する対応を求めます。

以上